

◆◆◆貴重な電気を無駄なく大切に◆◆◆

電気は私たちの暮らしや産業を支える重要なエネルギーです。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する首都圏などにおける電力の使用制限を通して、私たちはそのことを改めて強く実感しました。

積雪寒冷地である本道におきましては、暖房器具の使用が不可欠であることや、電力の需要の中で一般家庭の占める割合が他の地域に比べ高いといった特徴があり、日々の暮らしの中で、自分たちにできる取組を、より多くの方々のご理解を頂きながら進めていくことが重要です。

私は、私たちの日々の暮らしの中にこそ、省エネや節電につながる沢山のヒントがあると思っています。

例えば、テレビをつけ放しにしないで、見ていない時は消すこと。あるいは、冷蔵庫にものを詰め込みすぎないことや設定温度を適切に調整することも効果があると言われています。

こうしたことは、皆さんはもう既に取り組まれているかもしれませんが、ご家族の一人一人が身近にできることを工夫し、一つずつ積み重ねていくことで、必ずや北海道全体で大きな効果が生まれてくると思います。

道としても、電力使用者のひとりとして省エネや節電に率先して取り組んでまいります。

道民の皆様におかれましても、限りある貴重な電気を無駄なく大切に使うため、毎日の暮らしの中で身近に行える、可能な限りの省エネ・節電に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

北海道知事 高橋 はるみ



家庭でできる 身近な省エネ・節電ポイント

分類	省エネ・節電ポイント	年間節電量(kWh)	年間節約目安
照明	1日1時間 点灯時間を短縮	白熱電球(54w)の場合	19.7 約456円
		蛍光灯(12w)の場合	4.4 約108円
テレビ	1日1時間 見る時間を短縮	ブラウン管(25インチ)の場合	31.9 約768円
		液晶(20インチ)の場合	15.0 約372円
		プラズマ(32インチ)の場合	74.6 約1,764円
冷蔵庫	物を詰め込みすぎない (半分程度余裕をもたせる)	開けている時間を短く (20秒 10秒で閉じる)	43.8 約1,056円
		設定温度は「強」から「中」に (周囲温度22度の比較)	6.1 約144円
			61.7 約1452円
洗濯機	容量に合わせ洗濯回数を減らす (定格容量の8割を入れて洗う場合、4割との比較)	5.9 約144円	
掃除機	部屋を片付けてから利用する 1日1分利用時間を短縮	5.5 約144円	
温水洗浄便座	洗浄水の設定温度を 一段階下げる(中弱)	13.8 約336円	
ポット	長時間使用しないときは プラグを抜く	107.5 約2,556円	

◆◆◆地球環境講演会のお知らせ◆◆◆

稚内地方気象台では、北海道大学(山中康裕教授)などと協力して地球環境講演会を開催します。

◇テーマ

「海の小さな変化から、地球環境をみる～海洋シュミレーションから地球の現在・過去・未来をさぐる旅～」

◇日時

平成24年2月11日(土)午後2時30分～午後4時30分

◇場所

稚内市立図書館 多目的ホール

◇参加料

無料(申込み: ☎0162-23-6016)

【問合せ先】

稚内地方気象台防災業務課
☎0162-23-2679

【問合せ先】

旭川財務事務所
☎0166-31-4151
HPwww.dic.go.jp/



◆◆◆確定申告が始まります◆◆◆

所得税と住民税の申告受付が、2月15日(土)から3月15日(土)まで行われます。

申告の対象となる方は申告に必要なものをお持ちの上、住民課税務係又は各地区で開催する申告受付会場へお越しください。

◆申告が必要な方

平成23年中に所得のあった方で、次に該当する方。

◎給与所得者(給料、賃金などの支払いを受けた方)で、次に該当する方。

1 給与所得以外にほかの所得(事業・年金・配当・不動産等の所得)のあった方。

2 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方で年末調整をしていない方。

3 医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受けようとする方。

(※確定申告における医療費控除は、あくまでも所得税額を減額するための控除です。医療費を申告することによって、支払った医療費が戻ってくるといった性質のものではありませんことをご理解ください。)

4 給与所得者で年の中途で退職された方で年末調整をしていない方。

◎自営業の方や、土地や建物を売った方。

◎一定額以上の年金収入のあった方。(申告の必要の有無が分からない場合は、住民課税務係までご相談ください。)

◆申告に必要なもの

◎平成23年中の収支が全てわかる書類(給与や年金などの源泉徴収票、売上・仕入・経費等の帳簿等)

◎印鑑

◎還付または納税用の預貯金口座番号(申告者の名義のもの)

◎生命保険や損害保険の証明書、医療費の領収書などの控除の対象となる関係書類

◎社会保険料の任意継続の領収書、国民年金の領収書又は口座引落の通帳

◎申告書(事前に税務署や役場から送付のあった方)

◆期間及び場所

・2月15日(土)～2月21日(土)各地区で行います。(下表参照)

・2月22日(土)～3月15日(土)住民課税務係(役場庁舎1階)

※還付申告については、1月23日(月)から受付けております。受付の混雑を避けるためにも、還付申告の方は、できるだけ早期の申告をお願いいたします。(土・日曜日・祝日は受け付け出来ません。)

巡回申告受付日程(予定)	月 日	対象地区	会 場	時 間
2月15日(土)	浅茅野・浅茅野台地	浅茅野	浅茅野交流センター	10:00～12:00
		猿 払	猿払地域集会所	10:00～12:00
2月16日(土)	浜 猿 払	浜 猿 払	浜猿払交流センター	13:30～15:30
		芦 野	芦野地域集会所	10:00～12:00
2月17日(日)	浜 鬼 志 別	浜 鬼 志 別	猿払村水産加工総合管理センター	13:30～15:30
		小 石	小石交流センター	10:00～12:00
2月20日(水)	知 来 別	知 来 別	知来別研修センター	13:30～15:30
		鬼 志 別	役場1階第2・3会議室	9:30～16:00

【問合せ先】
住民課税務係
☎2-3133

◆◆◆ひとりで悩まずにご相談ください◆◆◆

毎日の生活の中で、「これは人権問題ではなかろうか」と感じたり、あるいは、法律上どのようなのか、よく分からなくて困ったことはありませんか。

そのような場合、以下の人権相談をご利用ください。相談は無料で、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員又は法務局職員がお受けします。(受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで)

全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110

【問合せ先】旭川地方法務局稚内支局 ☎0162-33-1122